

あいら

2013 No.124
平成25年12月10日発行 12月号



青色会館は、小田原市の津波避難ビルに指定されています。



師走(12月) 二十四節気と旬のもの

私たちの日常生活と密接な関係にある二十四節気。時候の挨拶から古来からの行事・風習、農業の目安など無意識に普段の暮らしに溶け込んでいます。分・秒単位で時を切り刻む現代とは違い、確かな知恵と季節を感じる歓びとその恵みが詰まっています。

大雪(たいせつ)
(12/7頃)

いよいよ本格的に雪が降り出すころのこと。山岳だけでなく平野にも降り積もり、降雪地方では雪の重みで木が折れないように雪吊りをします。

冬至(とうじ)
(12/22頃)

日短きこと至(きわまる)一年で最も昼が短く夜が長いので、昔の人は生命の終わる時期と考えていました。現在でもその厄を祓うためにカボチャなどで身体を温め栄養を摂り無病息災を願うのです。

旬の魚介 まぐろ(くろまぐろ)

目も背も黒いから真黒というのが名の由来だそうです。縄文時代の貝塚から骨が出るほど、日本人にとっては大昔から馴染みの深い魚ですね。鰻ネタでもやはり欠かせない一番人気。

年末調整個別指導会

対象:専従者、従業員のいる方

平成26年1月6日(月)～20日(月)

※但し、11日(土)・12日(日)・18日(土)は9時～12時まで。

13日(月/祝)・19日(日)は休みとなります。

納税センター青色会館 1階

源泉税の納付期限は1月20日(月)までです。

お持ちいただくもの

1. 源泉徴収簿(平成25年分)従業員の生年月日、住所、扶養家族の氏名、生年月日、続柄を記入したもの
2. 源泉納付書・・・税務署より11月中に送付済み
3. 専従者、従業員の控除証明書・・・国民年金、健康保険、地震保険、生命保険、小規模企業共済
4. 平成25年7月に納付した源泉納付領収書

お問い合わせ/事業課 TEL:0465-24-2614
※税理士関与の方は税理士にご相談ください。

開催

さあ、確定申告のご準備を!



確定申告は所得税だけでなく、住民税や健康保険にも関係するとても重要なポイントです。正しい計算はもろのこですが、実は節税につながる大きなチャンスでもあります。

当会では、公益法人として会員に限らず、地域のど

なたでもご利用いただける確定申告指導会場を、来年2月1日(土)に青色会館の5階に開設します。

個人事業主の皆さんへ
事業所得・不動産所得のある方は25年1月から12月までの売上及び必要経費(仕入れ・消耗品・ガソリン代等)を項目ごとに集計して決算書を作成します。で、仕訳・記帳等の準備をお願いします。

また、決算書の作成に当たっての注意点としては...

①収入の漏れはないか
②事業ではない私用の分を経費から除外しているか
③減価償却の計算は正しいか等があります。

なお、青色申請を出されている方は、65万円の控除(事業規模の方が複式簿記で記帳した場合)または10万円の控除が受けられます。

申告する全ての皆さんへ

会場では、事業・不動産

無料税金セミナー 住宅取得と税金還付

平成25年、新たに住宅ローンをご利用された皆様へ

日時/平成26年1月19日(日曜日)
午前10時30分開始(約90分)

場所/青色会館5階大ホール

定員/100名(先着順)

講師/税理士(東京地方税理士会小田原支部)

申込/公益社団法人小田原青色申告会

0465-24-2614(税金セミナー係)

平成25年中に新たに住宅ローンを利用してマイホームを新築・購入(中古住宅含む)・増改築をした場合、一定の要件を満たすことで、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

※駐車場は手狭なため、近隣の駐車場または公共交通機関をご利用ください。



所得者等、医療費控除等を受ける給与所得者・年金受給者の申告指導を無料でお手伝いさせていただきます。会員の場合、そのま

◆e-Tax(電子申告・納税システム)は、市や町で住基カード(電子証明書付)を作成してご来場頂ければ、計算や入力等、青色申告会職員がお手伝いさせていただきます。手続き等で疑問のある方はお問い合わせ下さい。

◆医療費控除を受けたい方は、ご本人だけでなく、生計を一にする配偶者その他親族分の領収書を合計することが出来ます。領収書を整理して、今から一覽表にまとめておいてください。

◆株の申告については、原則税務署にお尋ねください。また、証券会社の特定口座「源泉徴収あり」を選択されている方・株の譲渡により損失が出た方は(利益に対して課税されるので)申告の必要はありません。ですが、損失が出た時に確定申告をしておくことで翌年以降の3年以内に利益が出た場合に相殺することが出来ます(他の税金との関係注意)。

足柄上支部

自治体へ懸垂幕を寄贈

足柄上支部では、中井町、大井町、松田町、開成町の4町へ、税務広報に関する懸垂幕を寄贈いたしました。また、松田町以外の3町においては、現存する広報看板(平成12年に当会が寄贈)の塗り替え工事をを行いました。10月24日に開催した寄贈式には、4町の町長はじめ、ご来賓・地域の方々あわせて45名に御出席いただきました。

今回寄贈した懸垂幕は、11月の税を考える週間および2月～3月の確定申告期に各町役場にて掲示される予定です。



◆株の申告については、原則税務署にお尋ねください。また、証券会社の特定口座「源泉徴収あり」を選択されている方・株の譲渡により損失が出た方は(利益に対して課税されるので)申告の必要はありません。ですが、損失が出た時に確定申告をしておくことで翌年以降の3年以内に利益が出た場合に相殺することが出来ます(他の税金との関係注意)。

小田原税務署長表彰
青木 智子 理事
矢野 喜司 理事
小田原税務署長感謝状
青木 正次 監事
伊倉 昌宏 理事
市川 辰男 理事
渡瀬 剛行 理事
小田原県税事務所長表彰
片野 洋二 理事

11月13日(水)に小田原税務署の納税表彰式が小田原市民会館において開催され、次の本会役員の方々が表彰されました。また、小田原県税事務所・足柄上県税事務所の納税奨励表彰式で、次の本会役員が表彰されました。おめでとうございます!

本会納税表彰受表彰者



小規模企業共済制度

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか?
年金だけでは不十分で、不安がある。自分で積み増すには、どんなものがあるのかな...

1 加入し、掛金を毎月積み立てておけば...

2 将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金をお受け取りいただけます。

3 現役引退後の安心した生活設計が図れます。

●共済制度の詳細内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。★掛金は全額所得控除の対象になります。

共済制度のお申し込みは.....公益社団法人小田原青色申告会

〒250-0012 神奈川県小田原市本町2丁目3-24

TEL 0465-24-1112 FAX 0465-22-0936

制度の運営機関:独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171(共済相談室) URL http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html

1. 今年度の「小規模企業共済掛金払込証明書」は11月下旬に発送いたしました。
2. 12月18日は今年最後の引落日ですので前日までに口座残高のご確認を。

会員の皆さまへ

12月は会費の納入月です!

引き落とし日は12月16日(月)となりますので、
口座の残高をご確認ください。

口座の引き落とし手続きがお済みでない方は、お手続きをお願い致します。お問合せ:0465-24-2612(管理課)